

社会福祉法人 宏志会
役員等報酬及び費用弁償規定

(目的)

- 第1条 この規定は、社会福祉法人 宏志会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

- 第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。
- 2 前項の常務理事には、月額20万円とする。

(業務内容)

- 第3条 常務理事は、理事会以外の日において、理事長の命を受け、法人業務及び事業の運営のため、以下の業務にあたる。
- ①施設設備の保守管理、物品の修理。
 - ②緊急を要する物品の購入等
 - ③予算上の予備費の支出
 - ④寄附金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。尚、常務理事が専決できる取得の範囲については、300万円までとする。

(支給日)

- 第4条 役員の報酬は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

- 第5条 役員が、理事会、評議員会、またはその他の会議に出席するため、あるいは、法人の業務のために出張した時は、その費用を弁償する。
- 2 弁償額は、役員の居住地から計算し、職員の旅費規定に準じて、交通費の実費額とする。
- 3 日当及び宿泊料は次のとおりとする。
- | | |
|-----|---------------------|
| 日 当 | 宿泊を伴う出張1日につき、4,000円 |
| 宿泊料 | 1泊につき、実費相当額 |
- 4 役員が理事会等本会の会議に出席した時は、日当を 3,500円 とする。
また、監査、入所判定会議に出席した時は、日当を 5,000円 とする。

(改正)

第6条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附 則

この規定は、平成21年11月1日より施行する。

この規定は、平成24年2月14日に改定し、施行する。